

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年8月16日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

高齢者福祉課 伊藤課長、横田主査

3 件名

老人福祉センターの利用料（入浴料）の検討について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・利用者の週の利用回数や、来館方法は。
⇒固定利用者が殆どで、週5日程度利用している人が多い。バスや自家用車で来館している。
- ・毎日利用する人がいるのであれば、回数券などで一定の利用者を確保する策もあるが可能か。
⇒市民プールやナッシー号が回数券を実施しているので、可能である。
- ・市外料金が高いので値下げしては。
⇒昨年度、使用料見直しの際に算定した結果のため、値下げすることは難しい。
- ・利用料は消費税込みの金額か。
⇒使用料条例では、条例に定めた額に消費税をかけることとしているが、ここでの利用料は消費税込みで100円としている。
- ・使用料の単価算出結果は130円であるが、100円とする理由は。100円未満切り捨てか。
⇒使用料条例では10円未満切捨てとなっているが、老人福祉センターについては実費以下の徴収のみ可とする国からの通達や、他市町村の実施状況に合わせた使用料で設定した。
- ・使用料はどのように徴収するのか。
⇒入館時に福祉センターの利用証を窓口に提出してもらっているので、その際に入浴する方には料金を支払っていただく、といった自己申告の方法を考えている。
- ・いつから徴収する予定か。
⇒平成31年4月からである。
- 【作業室について】
- ・行政経営改革課から、青少年女性センター部分にある作業室について生涯学習課への移管の検討を指示されていたが、福祉センター設置時に「老人福祉施設に付属して設

けられる作業所についても、老人福祉センターとして取扱う」とされていることから、現状どおりとする。

【指示】

- ・利用者への周知を徹底すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 高齢者福祉課

件名	老人福祉センターの利用料(入浴料)の検討について					
現状・課題	<p>(1) 現在、老人福祉センターの利用料金については、市内無料、市外760円で、指定管理者の収入としている。平成29年度の利用料は、6,120円(市外12人分)となる。</p> <p>(2) 1日平均の利用者は77人程度で、その約85%(65人)が入浴場を利用している。</p> <p>(3) 入浴場に係る年間経費(人件費、修繕費を除く)は、約700万円となる。施設の老朽化に伴い、修繕費が増えている。</p>					
付議事案	目的	受益者負担の適正化及び施設の維持管理の適正化を図るため、入浴場の市内在住者の利用者についても有料化し、施設運営の財源を確保する。				
	対応策	<p>入浴場を利用する場合については、利用料を100円とする。市外利用者については現行のとおりとする。</p> <p>※入浴料見込 年間利用者21,929人×入浴率85%×100円×見込率0.75 ≒ 1,400,000円</p>				
論点(決定を要する事項)	入浴場の利用料について					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>指定管理者との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制による指定管理料の契約変更 ・入浴料徴収に係る業務対応 <p>部内会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な入浴場営業の可否について 					
スケジュール	9月～ 指定管理者との調整					
	12月 条例改正(白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例)					
	1月～ 契約変更、市民への周知					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例改正(H30.12月)	報道発表	無	
議会説明	無		広報・HP等	有	広報・HP(H31.1月)	
市民参加	無					
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで					
参考情報	関係法令等	老人福祉法、厚生省通達(S52.8.1社老第48号)				
	関係課					
	事業費	49,294 千円 (うち特定財源				千円)

資料 1

○県内老人福祉センター入浴施設の状況

市町村	施設名	委託先	対象者	営業日等	費用徴収	備考
白井市	老人福祉センター	社会福祉協議会	市内在住の60歳以上	入浴施設 月～土 10時～16時	なし 市外：760円	入館料
千葉市	老人福祉センター	市社会福祉事業団	60歳以上の高齢者	入浴施設（市内4カ所）10時から15時	市内：100円 市外：200円	浴場代 入館は無料
館山市	老人福祉センター	直事業	市内在住の60歳以上	湊 毎週木・日曜 12:00～15:30 出野尾 毎週火～日曜 9:30～15:00	なし	
流山市	高齢者福祉センター	シルバー人材センター	市内在住の60歳以上	入浴施設 毎日10時から15時	100円	浴場代 入館は無料
我孫子市	老人福祉センター	社会福祉協議会他	市内在住60歳以上 市外及び60歳未満は有料	2施設、それぞれ巡回バスを運行	60歳以上無料 60歳未満100円 市外300円	入館料
鎌ヶ谷市	社会福祉センター	シルバー人材センター	特になし	入浴施設（月・水・金11時～15時）	市内：無料 市外：300円	入館料
浦安市	老人福祉センター	社会福祉協議会	市内在住の60歳以上	入浴施設 月～土 9時から16時	なし	
四街道市	老人福祉センター	社会福祉協議会	H28年5月より休止 再開未定	入浴施設 毎週木曜日 13時～15時	なし	
八街市	老人福祉センター	直事業	市内在住の60歳以上	入浴施設 月・水・金の9時から12時	なし	
印西市	中央老人福祉センター	市社協・六親会共同	市内在住の60歳以上	入浴施設 水～日11時～16時	100円	浴場代 入館は無料
印クリ					組合：420円 組合外：520円	
さわプラ					組合：510円 組合外：610円	

資料 2

○老人福祉センター施設利用状況

年間利用	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年平均
開館日数	294日	269日	292日	285日
個人利用者	23,331人	21,223人	21,232人	21,929人
団体利用	5,610人	5,001人	5,656人	5,422人
市外利用者	4人	21人	12人	12人
1日平均利用者	79人	79人	73人	77人

年間利用	平成27年度		平成28年度		平成29年度		3年平均	
	延べ人数 (人)	利用率 (%)	延べ人数 (人)	利用率 (%)	延べ人数 (人)	利用率 (%)	延べ人数 (人)	利用率 (%)
集会室	653	2	360	2	603	2	539	2
娯楽室	1,540	23	1,289	26	1,808	27	1,546	25
作業室	2,234	85	2,218	90	2,197	88	2,216	88
ゲートボール場	1,183	19	1,134	20	1,048	21	1,122	20

市外利用者内訳	H27		H28		H29		3年平均	
4月	0		0		0		0	
5月	0		0		0		0	
6月	0		1	印西市	1	印西市	1	
7月	0		0		1	印西市	0	
8月	0		3	八千代市	1	印西市	1	
9月	0		4	我孫子市、印西市	3	鎌ヶ谷市、印西市	2	
10月	0		3	印西市	1	印西市	1	
11月	1	柏市	4	印西市	1	印西市	2	
12月	1	印西市	1	印西市	0		1	
1月	1	船橋市	0		1	印西市	1	
2月	0		4	印西市	1	印西市	2	
3月	1	八千代市	1	八千代市	2	鎌ヶ谷市、印西市	1	
合計	4人		21人		12人		12人	

市外利用者 (三年分)	印西市	八千代市	鎌ヶ谷市	我孫子市	船橋市	柏市	合計
	26人	5人	2人	2人	1人	1人	37人

資料 3

お風呂利用状況（二週間分）

平成30年		来館者	計	お風呂利用者	計	利用率	計
7月3日 火	男	41名	64名	35名	57名	85%	89%
	女	23名		22名		96%	
7月4日 水	男	51名	80名	43名	70名	84%	88%
	女	29名		27名		93%	
7月5日 木	男	42名	65名	35名	56名	83%	86%
	女	23名		21名		91%	
7月6日 金	男	31名	54名	26名	46名	84%	85%
	女	23名		20名		87%	
7月7日 土	男	47名	76名	42名	68名	89%	89%
	女	29名		26名		90%	
7月9日 月	男	55名	84名	43名	67名	78%	80%
	女	29名		24名		83%	
7月10日 火	男	34名	52名	29名	45名	85%	87%
	女	18名		16名		89%	
7月11日 水	男	51名	81名	44名	72名	86%	89%
	女	30名		28名		93%	
7月12日 木	男	41名	69名	35名	59名	85%	86%
	女	28名		24名		86%	
7月13日 金	男	40名	61名	34名	54名	85%	89%
	女	21名		20名		95%	
7月14日 土	男	48名	72名	42名	66名	88%	92%
	女	24名		24名		100%	
7月23日 月	男	48名	83名	36名	66名	75%	80%
	女	35名		30名		86%	
合計	男	529名	841名	444名	726名	84%	86%
	女	312名		282名		90%	

一週間分集計

		来館者	合計	お風呂利用者	合計	利用率	計
月曜日	男	52名	84名	40名	67名	77%	80%
	女	32名		27名		84%	
火曜日	男	38名	58名	32名	51名	85%	88%
	女	21名		19名		93%	
水曜日	男	51名	81名	44名	71名	85%	88%
	女	30名		28名		93%	
木曜日	男	42名	67名	35名	58名	84%	86%
	女	26名		23名		88%	
金曜日	男	36名	58名	30名	50名	85%	87%
	女	22名		20名		91%	
土曜日	男	48名	74名	42名	67名	88%	91%
	女	27名		25名		94%	
合計	男	265名	421名	222名	363名	84%	86%
	女	156名		141名		90%	
一日平均	男	44名	70名	37名	61名	84%	86%
	女	26名		24名		90%	

使用料料金単価算出資料

名称： 老人福祉センター入浴料

根拠条例 白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

担当課 高齢者福祉課

担当者名 横田

利用可能時間

利用可能時間の算出 1日 (1日当たりの実質稼働時間) × 285日 (1年当たりの実質稼働日数) = 285時間

区分	1件/1分当たり経費	積算内容				
人件費	65.6 円	1件当たりの人件費 3,941 円 ÷ 60 分 × 1 分 = 65.6 円				
		基準人件費/1時間当たり ・ 基準人件費年額 7,942,312 円 基準人件費年額 ÷ 2,015 時間 = 3,941 円	1件当たりの所要時間数 (分) ・ 受付 ・ 審査 ・ 事務処理 計	_____ 分 _____ 分 _____ 1分 _____ 分 _____ 1分		
物件費	64.7 円	1時間当たりの物件費 (税込)				
		・ 年間印刷製本費	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (A)	
		・ 年間消耗品費	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (B)	
		・ 年間光熱水費	75,504 円 ÷	285 日 =	264.9 円 (C)	
		・ 年間委託料	1,032,561 円 ÷	285 日 =	3,623.0 円 (D)	
		・ 年間賃金	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (E)	
		・ 年間通信運搬費	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (F)	
		・ 年間保険料	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (G)	
		・ 年間賃借料	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (H)	
		・ その他	0 円 ÷	285 日 =	0.0 円 (I)	
		3,887.9 円				
		定員数 60人	定員のある施設	64.7 円		
減価償却費	0.0 円	1時間当たりの減価償却費 (税込)				
		名称	実質取得価格	耐用年数	利用可能時間	
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (A)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (B)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (C)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (D)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (E)
			円 ÷	年 ÷	285 日 =	円 (F)
		0.0 円				
		定員数	定員のある施設	円		
その他の経費	0.0 円	・	円 ÷	285 日 =	0.0 円	
		・	円 ÷	285 日 =	0.0 円	
合計	1日当たり (ア) 130.3 円	現行使用料 0 円 (ア) 130.3 円 × 100%	改定上限使用料額 0 円 (受益者負担率) =	130 円 (望ましい料金単価)		
				使用料改定 (案) 100 円 ※10円未満切捨		

※ 入場料を徴収する施設については、定員 (最大収容人員) を加味してください。

※ 年間勤務時間 (2,015時間) は、7.75時間/日 × 5日 × 52週で算定しています。

老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について

(昭和52年8月1日 社老第48号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて 社会局長通達)

老人福祉法第14条に規定する老人福祉センターについては、これに対する社会的要望の変化等に対応するため、今般、昭和40年4月1日社老第71号本職通知「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」を廃止し、別紙1のとおり、「老人福祉センター設置運営要綱」を定め、従来の老人福祉センターを老人福祉センター（A型）とするとともに、老人福祉センターの種別に新たに老人福祉センター（B型）を加えることとしたので、今後における老人福祉センターの整備、運営の指導にあたり、遺憾のないよう努められたい。

なお、新たに、別紙2のとおり「老人福祉施設付設作業所設置運営要綱」を定め、**老人福祉施設に付属して設けられる作業所についても、老人福祉センターとして取扱う**こととしたので了知されたい。

別紙1

老人福祉センター設置運営要綱

第1 総則

1 目的

老人福祉センターは、地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もつて老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

2 種別

老人福祉センターの種別は、老人福祉センター（特A型）、老人福祉センター（A型）及び老人福祉センター（B型）とし、その設置される場所、目的等を考慮して種別を決定するものとする。

3 運営主体

老人福祉センター（特A型）は、市（区）町村が、その他にあつては地方公共団体又は社会福祉法人が運営することを原則とする。

4 利用料

老人福祉センターの利用は、原則として無料とする。

ただし、必要により費用を徴収する場合にあつては、当該利用に直接必要な経費以下の額とし、地方公共団体が運営する場合にあつては、条例において規定し、その他の団体が運営する場合にあつては、運営規程等において規定するものとする。

第2 老人福祉センター（特A型）

1 事業

老人福祉センター（特A型）においては、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 各種相談

ア 生活相談

老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。

イ 健康相談

老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。